秘密保持契約書（雛形）

　国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、（研究題目、研究者名）に関する共同研究の可能性を検討する（以下「本検討」という。）ために、相互に必要な情報を開示するに当たり、秘密保持に関して、次のとおり契約を締結する。

第１条（情報の開示）

　甲及び乙は、本検討に当たり必要と認める範囲で、関連する情報を互いに開示するものとする。

第２条（秘密情報）

本契約に規定する秘密情報とは、次に掲げるものをいう。

1. 本契約の相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記されたもの
2. 口頭で開示された情報であって、開示後14日以内に秘密である旨を明示した書面又は電子データで相手方に対して通知されたもの

２　前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

1. 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
2. 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
3. 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
5. 秘密情報によることなく独自に開発・取得していた情報

第３条（秘密保持）

甲及び乙は、第１条に基づき相手方から開示された秘密情報について秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

第４条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、相手方から開示された秘密情報を本検討以外の目的に使用してはならない。

第５条（知的財産権）

甲又は乙が、相手方の秘密情報を使用して発明、考案等（以下「発明等」という。）をなしたときは、当該相手方に対し、発明等に係る特許等の出願前にその内容を通知するものとし、その権利の帰属について相手方と協議して決定するものとする。

第６条（資料の管理、返還）

甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報について、自己の責任において散逸、漏洩なきよう管理するとともに、本契約終了時に、又は本契約期間中においても相手方から要求があり次第、速やかに相手方へ返却、又は相手方の指示に従い破棄するものとする。

第７条（漏洩防止）

甲及び乙は、それぞれの従業員のうち本検討に携わる者を限定し、秘密情報の第三者への漏洩を防止するよう責任をもって対処するものとする。

第８条（有効期間）

　本契約の有効期間は、本契約締結の日から１年間とする。但し、第３条から第５条までについては本契約終了後３年間有効とする。

第９条（協議事項）

　本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）岡山県岡山市北区津島中一丁目１番１号

　　　国立大学法人岡山大学

　　　　学長　○　○　○　○

（乙）○○県○○市○○町××丁×番×号

　　　○○○○株式会社

　　　　代表取締役　○　○　○　○